

すい た し
吹 田 市

き ほん こう そう
バリアフリー基本構想

みなみすいたちく

南吹田地区



へいせい ねん ねん がつ
平成30年(2018年)3月



おおさか ふ すい た し
大阪府吹田市

もくじ 目次

I 策定の背景と位置づけ

1. 1	基本構想策定の背景	I-1
(1)	背景	I-1
(2)	バリアフリー法のしくみ	I-2
(3)	重点整備地区における移動等の円滑化	I-2
1. 2	基本構想の位置づけ	I-3
(1)	吹田市におけるバリアフリーの取組	I-3
(2)	地域との連携による基本構想	I-5
(3)	基本構想の内容	I-5
(4)	基本構想に基づくバリアフリー化の推進	I-6
(5)	目標年次	I-7
1. 3	基本理念と基本方針	I-8
1. 4	ユニバーサルデザインへの対応	I-9
1. 5	バリアフリー整備方針	I-10
(1)	生活関連施設	I-10
(2)	生活関連経路、準生活関連経路	I-12
1. 6	持続的なバリアフリー化のためのしくみ	I-13
(1)	持続的なバリアフリー化のためのしくみ	I-13
(2)	持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）	I-14
1. 7	バリアフリー化に向けた責務と役割	I-15

II 南吹田地区

第1章 南吹田地区	II-1
1. 1 選定理由	II-1
(1) 新駅の想定利用者数	II-1
(2) 配置要件	II-1
(3) 課題要件	II-1
(4) 効果要件	II-1
(5) 緊急性	II-1
1. 2 重点整備地区の位置及び区域	II-2
(1) 重点整備地区の位置	II-2
(2) 重点整備地区の区域	II-3
第2章 策定の背景と位置づけ	II-4
2. 1 南吹田地区の概要	II-4
(1) おおさか東線新駅周辺	II-4
(2) まちづくりの経緯	II-4
2. 2 地区の現況	II-5
(1) 人口	II-5
(2) 用途地域	II-6
2. 3 交通施設の現況	II-7
(1) おおさか東線新駅	II-7
(2) バス	II-7

2. 4	ちくない かだい 地区内の課題	II-8
2. 5	しせつはいちじょうきょう 施設配置状況	II-11
第3章	だい しやう みなみすいた ちく きほんほうしん 南吹田地区の基本方針	II-13
3. 1	きほんほうしん 基本方針	II-13
第4章	だい しやう せいかつかんれんしせつ せいかつかんれんけいろ 生活関連施設、生活関連経路	II-14
4. 1	せいかつかんれんしせつ 生活関連施設	II-14
4. 2	せいかつかんれんけいろ じゅんせいかつかんれんけいろ 生活関連経路、準生活関連経路	II-15
第5章	だい しやう か しぎょう ないよう バリアフリー化事業の内容とスケジュール	II-17
5. 1	こうきょうこうつうとくていじぎょう 公共交通特定事業	II-17
(1)	えきしゃ ひがしせんしんえき 駅舎（おおさか東線新駅）	II-17
(2)	てい バス・バス停	II-18
5. 2	どうろとくていじぎょう 道路特定事業	II-19
(1)	せいかつかんれんけいろ 生活関連経路	II-19
(2)	じゅんせいかつかんれんけいろ 準生活関連経路	II-21
5. 3	けんちくぶつとくていじぎょう 建築物特定事業	II-23
(1)	せいかつかんれんしせつ 生活関連施設	II-23
(2)	せいかつかんれんけいろ しんえきえきまえひろば 生活関連経路（新駅前広場）	II-24
5. 4	こうつうあんぜんとくていじぎょう 交通安全特定事業	II-25

Ⅲ ^{こころ}心のバリアフリー

1. 1 ^{こころ} 心のバリアフリー.....	Ⅲ-1
(1) ^{こころ} 心のバリアフリーをめざして.....	Ⅲ-1
(2) ^{こころ} 心のバリアフリーの ^{とりくみ} 取組.....	Ⅲ-2
1. 2 ソフト ^{せさく} 施策.....	Ⅲ-3

I さくてい はいけい いち 策定の背景と位置づけ

1. 1 基本構想策定の背景

(1) 背景

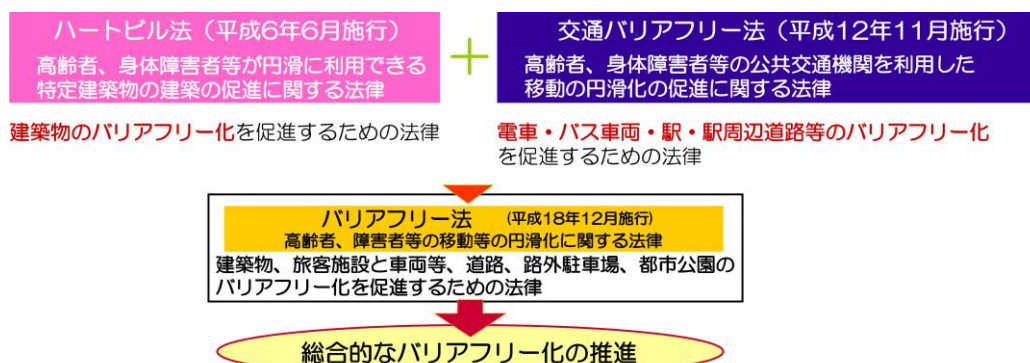
現在、我が国では高齢化が急速に進んでおり、平成27年（2015年）に実施された国勢調査では、始めて人口が減少に転じ、65歳以上の高齢者人口割合が26.6%と国民の4人に1人が高齢者となるとい他に例を見ない高齢社会を迎えており、高齢者の方々が安心して暮らすことができる社会の形成が望まれています。また、障がい者等の方々についても、社会・経済活動への積極的参加の実現が強く求められています。

このためには、これらの方々が気軽に安心して移動できるようにすることが必要ですが、移動にあたっては現に様々なバリア（障壁）が存在しており、このバリアフリー化（障壁の除去）が大変重要な課題となっています。

このような状況の中で、平成12年（2000年）11月に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる「交通バリアフリー法」が施行されました。「交通バリアフリー法」では、鉄道やバスなどをバリアフリー化するとともに、市町村が駅やその周辺地域について地域の実情に即して基本構想を作成し、関係者が協力してバリアフリー化を進めることを定めました。施行から5年目に、附則第3条に従い「交通バリアフリー法」は見直しがされました。

「交通バリアフリー法」と「ハートビル法※1」を統合・拡充し、平成18年12月20日に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」、通称「バリアフリー法」が施行されました。

この法律は、高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するために、高齢者、障がい者等がよく利用する公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物などの施設の一体的な整備を推進するための措置を講ずることにより、移動上及び施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としています。市町村は地域の実情に即して基本構想を作成し、関係者が協力して、バリアフリー化を進めることとしています。



※1) ハートビル法

正式名称「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」。平成6年（1994年）6月29日施行。不特定多数が利用する一定の公共的な建築物について、高齢者や身体障がい者等が円滑に利用できるよう措置を講ずることにより、公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(2) バリアフリー法のしくみ

1) 対象者

バリアフリー法では対象者を「高齢者、障がい者等」としており、「交通バリアフリー法」における「身体障がい者」に加え、「知的・精神・発達障がい者」を新たに追加しています。

2) 対象施設

高齢者、障がい者等がよく利用する公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物などの施設を対象としています。これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務、既存の施設については、基準適合の努力義務等が定められています。

(「交通バリアフリー法」対象)

(「ハートビル法」対象)

新たに追加

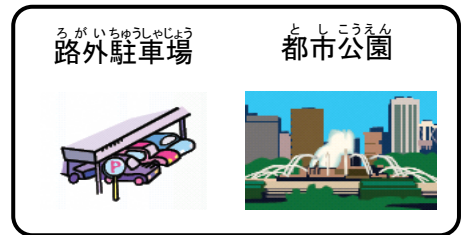
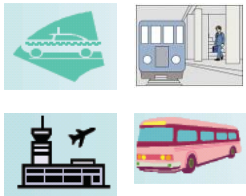
旅客施設及び車両等

道路

建築物

路外駐車場

都市公園



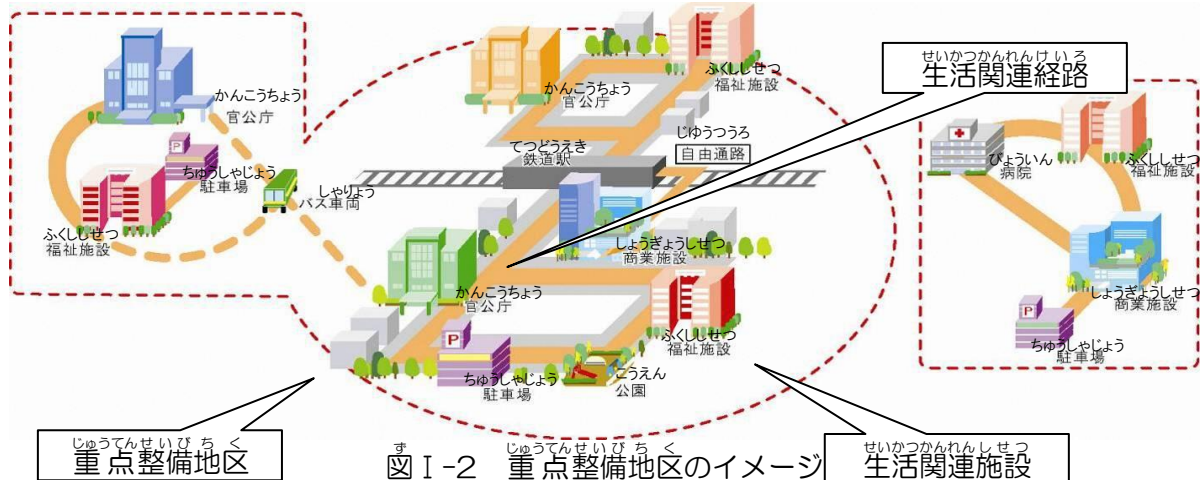
(既存建築物の基準適合努力義務を追加)

図 I-1 バリアフリー法の対象施設

3) 重点整備地区における移動等の円滑化

市町村は、重点整備地区(高齢者、障がい者等がよく利用する施設を含む地区)について、基本構想を作成します。

施設設置管理者(公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者等及び建築主等※2)・公安委員会は、基本構想に基づき、高齢者、障がい者等がよく利用する施設(生活関連施設)と、施設間を結ぶ主な経路(生活関連経路)の移動等の円滑化を図ります。



重点整備地区

図 I-2 重点整備地区のイメージ

生活関連施設

※2) 建築主等

建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

1. 2 基本構想の位置づけ

(1) 吹田市におけるバリアフリーの取組

吹田市では、平成13年度(2001年度)に吹田市全体の交通バリアフリーの進め方や重点整備地区の整備の考え方、優先順位等を決定しました。優先順位の決定にあたっては、交通バリアフリー法に基づき、緊急性、効果、課題等の観点から、吹田市内の9地区14駅を3段階に分け、段階的に策定していくこととしました。

平成15年(2003年)4月に第1段階として3地区6駅、平成18年(2006年)に第2段階として3地区4駅、平成20年(2008年)3月に第3段階として3地区4駅の基本構想を策定しました。

本基本構想で示す南吹田地区は、平成31年(2019年)春におおさか東線開業と同時に新駅が設置されることに伴い、第4段階と位置づけ、今年度(平成29年度(2017年度))検討を開始しました。

本基本構想策定に伴い、吹田市内の設定したすべての地区について基本構想を策定したことになります。

すいたし きほんこうそうさくていじょうきょう
吹田市の基本構想策定状況

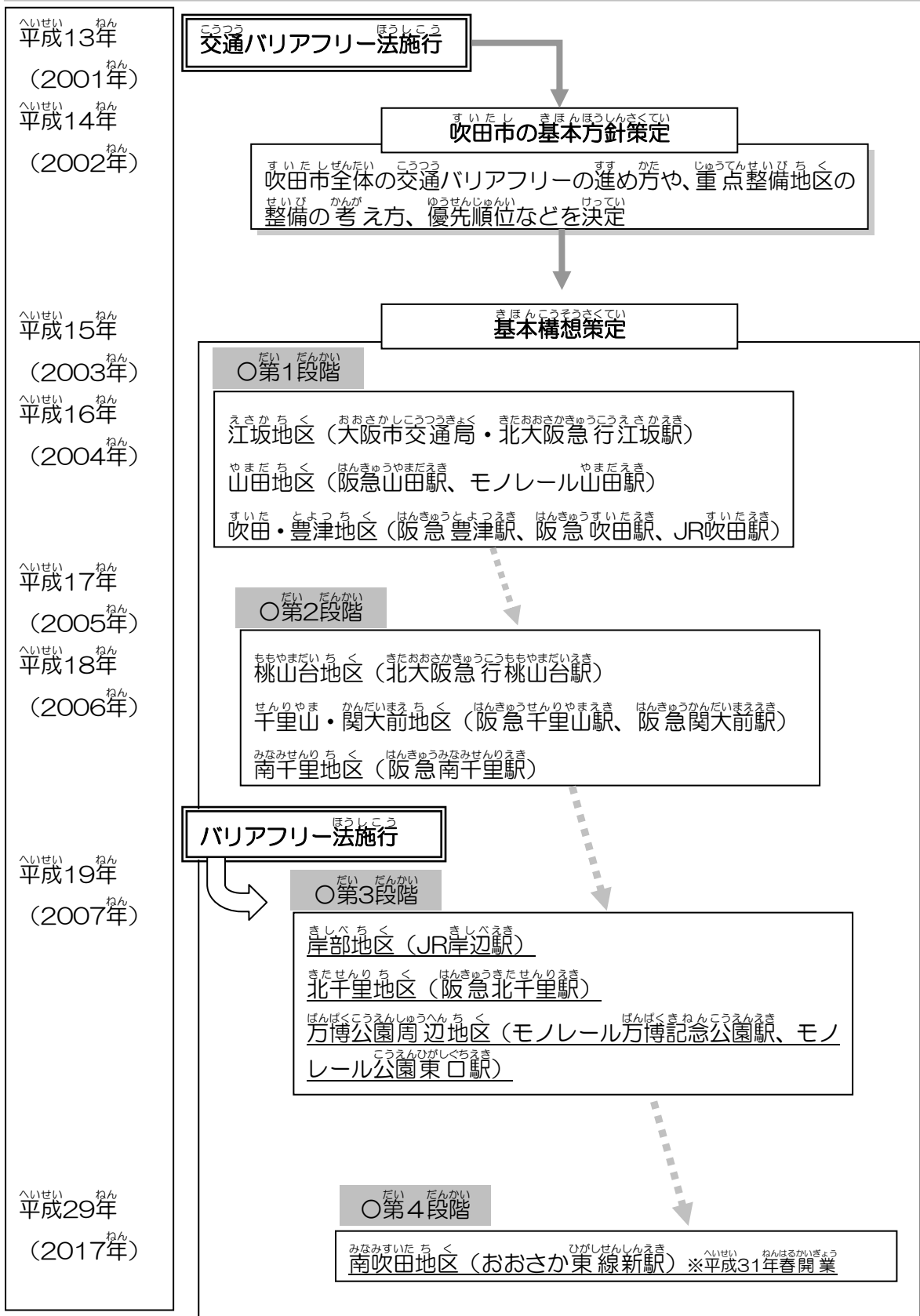


図 I-3 吹田市の基本構想策定状況

(2) 地域との連携による基本構想

おおさか東線新駅周辺では、新駅開業にあわせたまちづくりを行っていくため、「南吹田地域のまちづくり基本計画※3）」が策定され、まちづくりが進められています。

また、本地区は既に基本構想が策定されている「吹田・豊津重点整備地区※4）」、「江坂重点整備地区※5）」と隣接し、整合を図ることが必要となります。

そのため、本地区では既に基本構想が策定されている吹田・豊津重点整備地区、江坂重点整備地区との連携を図りながら、地域の方々を始めとした関係者と検討を進めることとしました。

(3) 基本構想の内容

本基本構想は、バリアフリー法第25条第1項に基づき、おおさか東線新駅開業後に駅周辺を含め、高齢者及び障がい者等、誰もが安全で便利に移動できるようにするため、吹田市・公共交通事業者・施設設置管理者・公安委員会の関係者が互いに連携し、重点整備地区内のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進していくため、バリアフリー化に関する基本的な考え方と実施すべき事業の内容等を定めたものです。

※3) 南吹田地域のまちづくり基本計画

平成21年(2009年)3月に策定

※4) 吹田・豊津地区バリアフリー基本構想

平成15年(2003年)4月に策定

※5) 江坂地区バリアフリー基本構想

平成15年(2003年)4月に策定

(4) 基本構想に基づくバリアフリー化の推進

今後、本基本構想に基づき、吹田市・公共交通事業者・施設設置管理者・公安委員会が施設や道路等のバリアフリー化事業を実施していきます。また、市民、施設設置管理者、行政機関等が互いに連携したソフト施策を展開し、「心のバリアフリー」を推進していきます。

なお、バリアフリー化事業として、重点整備地区における以下の6つの主要な事業(特定事業)については、本基本構想策定後、構想に基づく事業計画(特定事業計画)を策定し、移動等円滑化基準に基づき、原則として目標年次までに事業を完了させるものとします。

- 「公共交通特定事業」
公共交通事業者が実施する旅客施設内におけるエレベーター設置等の事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業
- 「道路特定事業」
道路管理者が実施する道路における段差や勾配の改善等の事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業
- 「路外駐車場特定事業」
路外駐車場管理者が実施する特定路外駐車場※6)における段差や駐車ますの改善等の事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業
- 「都市公園特定事業」
公園管理者等が実施する都市公園における段差や勾配の改善等の事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業
- 「建築物特定事業」
建築主等が実施する特定建築物※7)における段差や勾配の改善等の事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業
- 「交通安全特定事業」
公安委員会が実施する道路における視覚障害者用付加装置(音響装置)の設置等の事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業

※6) 特定路外駐車場

駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場であって、駐車用の面積が500㎡以上で、駐車料金を徴収するもの

※7) 特定建築物

学校、病院、百貨店、ホテル、老人ホームその他多数の者が利用する建築物

(5) 目標年次

バリアフリー化事業の完了目標年次は、2020年度を基本とし、以下の区分に基づいて事業を実施していきます。事業計画によっては、2021年以降にずれ込む場合もあります。

1) 特定事業の目標年次

特定事業の完了目標年次は、2020年度とします。

2) 特定事業以外の事業の目標年次

特定事業以外の事業については、可能な限り2020年度までに完了するよう努めるとともに、2021年以降を含めた長期的な取組も進めていくこととします。

本基本構想に基づくバリアフリー化推進の流れを図 I-4 に示します。

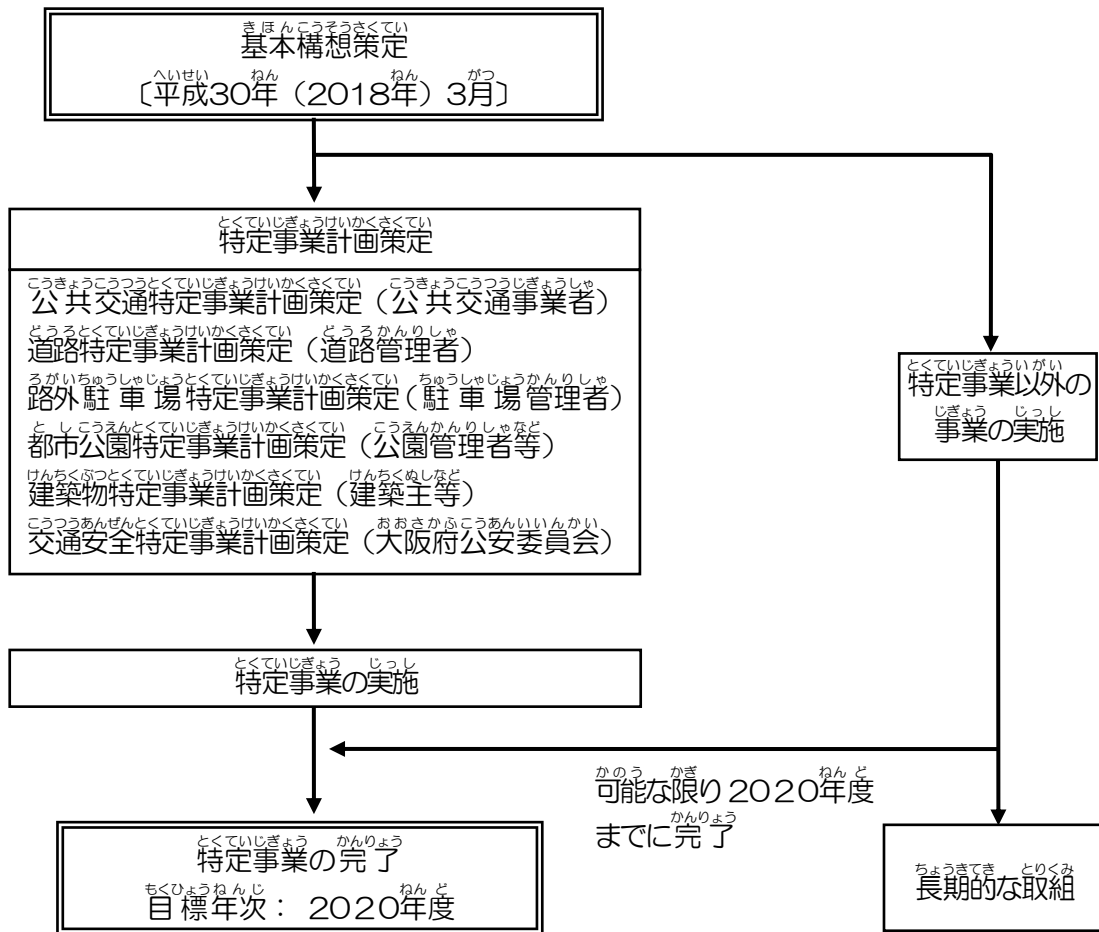


図 I-4 基本構想に基づくバリアフリー化推進の流れ

1. 3 基本理念と基本方針

吹田市では、市全域のバリアフリー化推進に係わる基本理念、基本方針等に基づき、バリアフリー化を進めています。

南吹田地区においては、平成15年（2003年）4月に策定した「吹田市交通バリアフリー基本構想（江坂地区、吹田・豊津地区）」と連携を図り、バリアフリー法の内容を踏まえながら地区の特徴を反映させたバリアフリー化整備を進めていきます。

吹田市バリアフリー化の基本方針

基本理念

だれもがやさしくなれる吹田のまちづくり
ーバリアのない交通・まち・ひと・しくみー

基本方針

1. だれもが快適に利用できる駅や駅前広場などのバリアフリー化を進めます。
2. だれもが安全で安心に移動できる連続した移動経路を確保します。
3. だれもが気軽に出かけられるまちづくりをめざします。
4. だれもが心ふれあい支え合う社会をめざします。
5. だれもが共に考え、共につくるバリアフリー化を進めます。

1. 4 ユニバーサルデザインへの対応

(1) ユニバーサルデザイン政策大綱※8)

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン※9)の考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき、国土交通省として、以下の考え方に沿って政策を推進していくことを基本的な考え方としています。

- ① 利用者の目線に立った参加型社会の構築
- ② バリアフリー施策の総合化
- ③ だれもが安全で円滑に利用できる公共交通
- ④ だれもが安全で暮らしやすいまちづくり
- ⑤ 技術や手法等を踏まえた多様な活動への対応

(2) ユニバーサルデザインへの対応

吹田市では、バリアフリー法に基づいた基本構想の策定を進め、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設ならびに建築物等の施設の整備を進めていきます。また、ソフト面でのユニバーサルデザインに関する施策を進めていくことで「だれもがやさしくなれる吹田のまちづくり」をめざしていきます。

※8) ユニバーサルデザイン政策大綱

国土交通省が平成17年(2005年)に策定

※9) ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

1. 5 バリアフリー整備方針

(1) 生活関連施設

バリアフリー法では、生活関連施設を「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他施設」と定めています。

バリアフリー法の定義や、吹田市の基準を元に、吹田市の生活関連施設を以下のとおり定めます。

【生活関連施設の定義】

高齢者、障がい者等が利用する施設のうち、規模や利用状況等の地域実情を勘案し選定された施設で、移動等円滑化のための事業実施の必要性が高く、可能性がある施設または既に移動等円滑化された施設。

【各施設の定義】

- ・ 特定旅客施設 : 鉄道駅(JR、阪急、大阪モノレール、北大阪急行、大阪市交通局)
- ・ 公共・公益施設 : 国、府、市等の主な施設
- ・ 教育施設 : 養護学校、大学、高等学校等
- ・ 医療・保健施設 : (医療施設) 入院施設があり、病床数が100床以上
- ・ 福祉施設 : 高齢者福祉施設、障がい者福祉施設等
(通院・通所施設であるもの)
- ・ 公園 : 広域公園、総合公園、地区公園
- ・ 商業施設 : 吹田市新商工振興ビジョンに記載されている、「大規模小売店舗、中規模小売店舗、商店街」等
- ・ 特定路外駐車場 : 駐車用の面積が500㎡以上で、駐車料金を徴収するもの

なお、生活関連施設のバリアフリー化については、各施設設置管理者が取り組んでいくこととなります。

a) 特定旅客施設

○ 特定旅客施設となる駅舎においては、高齢者、障がい者、妊産婦等を含む誰もが、公共用通路からホームまで安全で安心して移動できる移動等円滑化された経路（バリアフリー化経路と記す）を1経路以上設けるように努めます。

b) 特定路外駐車場

○特定路外駐車場となる駐車場においては、車いす使用者駐車場施設を1以上設けるように努めます。また、車いす使用者が車いす使用者駐車場施設から公共用通路等まで安全で安心して移動できる移動等円滑化された経路（バリアフリー化経路と記す）を1経路以上設けるように努めます。

c) 都市公園

○都市公園においては、高齢者、障がい者、妊産婦等を含む誰もが、安全で安心して移動及び利用できるよう、特定公園施設※10)のバリアフリー化に努めます。

d) 特定建築物

○特定建築物については、高齢者、障がい者、妊産婦等を含む誰もが、安全で安心して移動及び利用できるよう建築物特定施設※11)や入口及び建築物特定施設間の経路のバリアフリー化に努めます。

※10) 特定公園施設

都市公園の主要な経路を構成する園路及び広場、休憩所、駐車場、便所等の移動等円滑化が特に必要な施設。

※11) 建築物特定施設

建築物の出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場等の移動等円滑化が特に必要な施設。

(2) 生活関連経路、準生活関連経路

バリアフリー法では、生活関連経路を「生活関連施設相互間の経路」と定めています。

バリアフリー法の定義や、吹田市の基準を元に、吹田市の生活関連経路を以下のとおり定めます。

【生活関連経路の定義】

主に特定旅客施設と生活関連施設を結ぶ経路の内、移動等円滑化のための事業実施の必要性が高く、可能性がある経路または既に移動等円滑化されている経路とします。

【準生活関連経路の定義】

主に特定旅客施設と生活関連施設を結ぶ経路の内、移動等円滑化のための事業実施の必要性は高いが、事業実施が困難な経路であること等の理由により、長期的に事業実施に取り組む経路とします。

なお、生活関連経路のバリアフリー化については、各施設設置管理者、公安委員会が取り組んでいくこととなります。

a) 道路

○重点整備地区内の生活関連経路を構成する道路においては、2020年度を目標に、誰もが安全で安心して移動及び利用できる歩道のバリアフリー基準を満たすよう整備を進めます。

b) 都市公園の園路

○生活関連経路を構成する都市公園内の園路については、2020年度を目標に、誰もが安全で安心して移動及び利用できる公園の園路のバリアフリー基準を満たすよう整備を進めます。

c) 建築物の施設内経路

○生活関連経路を構成する特定建築物の施設内経路においては、2020年度を目標に、誰もが安全で安心して移動及び利用できる建築物のバリアフリー基準を満たすよう整備を進めます。

1. 6 持続的なバリアフリー化のためのしくみ

(1) 持続的なバリアフリー化のためのしくみ

吹田市では、吹田市バリアフリー懇談会を継続して開催し、市全体のバリアフリー化の実現を図っていきます。

南吹田地区では、基本構想策定後、市の道路特定事業計画検討時においても、吹田市バリアフリー懇談会において進捗状況を確認し、より多くの市民の意見を反映していきます。また、道路特定事業計画を検討する際にも、ユニバーサルデザインにも配慮を行います。

基本構想策定後の持続的なバリアフリー化のためのしくみを図 I-5 に示します。

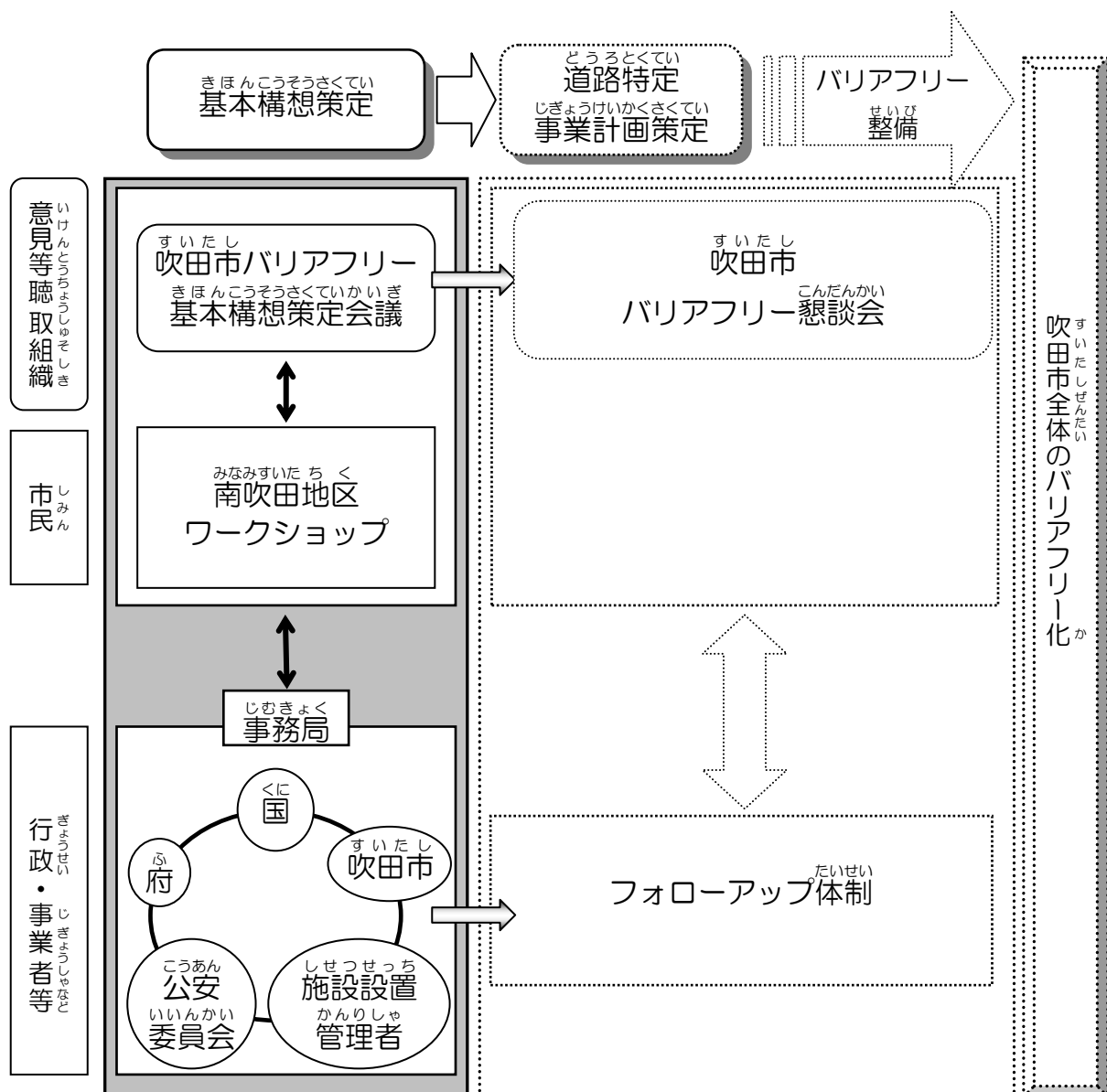


図 I-5 持続的なバリアフリー化のためのしくみ

(2) 持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）

住民や事業者、高齢者、障がい者等の意見や提案などを踏まえて基本構想を作成し、移動等円滑化の状況を把握しながら計画の改善を図ります。

今後は、バリアフリー法に基づき、基本構想の見直し必要性について検討を行い、これまで実施した整備状況のチェック及び評価を行いながら、スパイラルアップを図ってまいります。

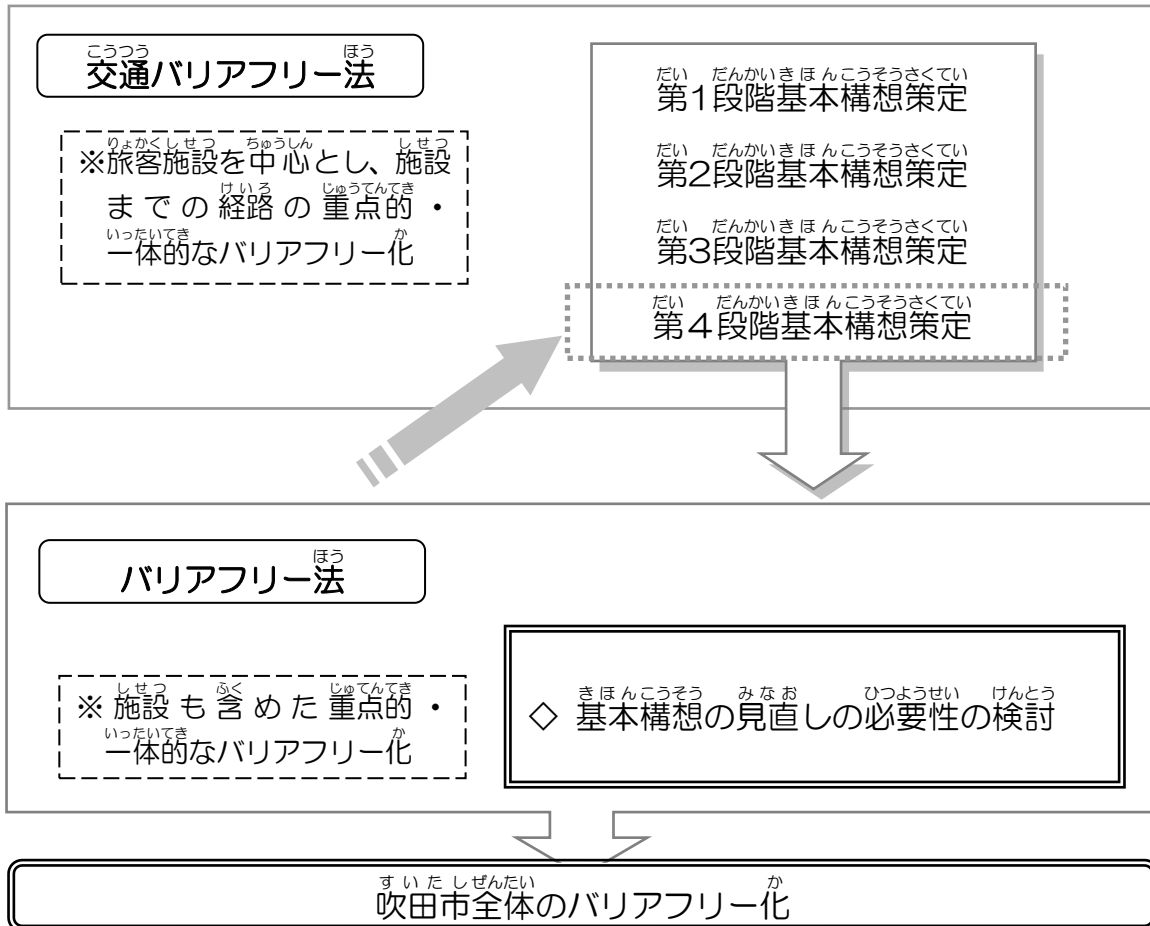


図 I-6 スパイラルアップ

1. 7 バリアフリー化に向けた責務と役割

本基本構想は、バリアフリー法に基づく、国・地方公共団体・施設設置管理者・公安委員会・市民が、それぞれの役割と責務を果たすことによって、バリアフリー化を実現していくことを前提として作成しています。

このような前提条件が整わないときには、バリアフリー整備目標や事業の実現時期が遅れることがあります。事業が円滑に進められるよう吹田市はもとより、それぞれの関係機関において、必要な資金の確保や地域との合意形成にむけた理解と調整等の最大限の努力を必要とします。

また、真にバリアフリー化を実現するためには、ハード整備だけでなく、一人ひとりの理解と協力が不可欠となります。したがって、市民は高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設の利用を確保することの重要性について理解を深めるとともに、視覚障がい者誘導用ブロックへの自転車の放置、身体障がい者用駐車スペースへの駐車等による高齢者、障がい者等の施設の利用等を妨げないよう配慮することや、必要に応じて高齢者、障がい者等の移動や施設の利用を手助けするなど、バリアフリー化に向けて積極的に協力することが重要となります。



整備前



整備後

図 I-7 道路のバリアフリー化整備事例
【吹田市江の木町（江の木町4号線）】

ひょう 表 I-1 バリアフリー化にむけた責務

担当	役割	責務
くに 国	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化の促進に関する基本方針を定めま す。 ・「移動等円滑化基準」を定め、基準適合性を審査 し、認定及び事業実施を勧告します。 ・市町村が策定する基本構想への助言を行いま す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化を促進するために 必要な資金の確保その他の措置を 講ずるよう努めます。 ・移動等円滑化に関する研究開発の 推進及びその成果の普及に努めま す。 ・広報活動等を通じて移動等円滑化 の促進に関する国民の理解を深め るよう努めます。
ちほう 地方 こうきょう 公共 だんたい 団体	<ul style="list-style-type: none"> ・単独又は共同して「基本構想」を作成します。 ・各施設について特定事業実施を施設設置管理者 に要請します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の施策に準じて移動等円滑化を 促進するために必要な措置を講ず るよう努めます。
こうあん 公安 いじんかい 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・単独又は共同して「交通安全特定事業計画」 を作成し実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の作成に協力します。
しせつ 施設 せっち 設置 かんりしゅ 管理者	<p><道路管理者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」に即して道路特定事業計画を作成し 実施します。 <p><公共交通事業者（特定旅客施設・車両等）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」に即して「公共交通特定事業計画」 を作成し実施します。 <p><路外駐車場管理者（特定路外駐車場）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」に即して「路外駐車場特定事業 計画」を作成し実施します。 <p><公園管理者等（都市公園）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」に即して「都市公園特定事業計 画」を作成し実施します。 <p><建築主等（建築物）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」に即して「建築物特定事業計画」 を作成し実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の作成に協力します。 ・新施設等についての「移動等円滑 化基準」適合義務。 ・既存施設等についての「移動等 円滑化基準」適合努力義務。
しみん 市民	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努 めます。 	

Ⅱ みなみすいたちく
南吹田地区

第1章 南吹田地区

1. 1 選定理由

南吹田地区は平成31年春におおさか東線が開業し、新駅が設置されます。

新駅は南吹田地区周辺のみならず、吹田市役所、吹田市文化会館（メイシアター）へのアクセスを受け持つ駅となります。

南吹田地区には大阪南吹田郵便局や公民館の立地がみられますが、住宅が集積する地区や工場が密集している地域等では幅員の狭い道路が多く、高齢者、障がい者等に対する配慮が十分でない部分が多くあります。

南吹田地区では、新駅周辺のまちづくりの動きや、新駅開業を見据えて「南吹田地域のまちづくり基本計画」を考慮しつつ、重点的かつ一体的な整備を行うため、重点整備地区に選定しています。

(1) 新駅

新駅は、現時点で未開業ですが、乗降客数の予測や周辺施設の利用者を考慮し、開業後に特定旅客施設と位置づけます。

(2) 配置要件

高齢者や障がい者等がよく利用する施設として、大阪南吹田郵便局、地区公民館、高齢者いこいの間等があります。

(3) 課題要件

新駅は、ホームへの連絡にエレベーター、エスカレーターが整備され、駅入口からエレベーターまでは視覚障がい者誘導用ブロックが整備される予定です。また、点字案内板、多機能トイレの整備も予定されています。

また駅周辺の道路では、歩道の未設置、歩道の幅員不足等の問題があり、バリアフリー化のための事業を実施する必要があります。

(4) 効果要件

公共交通事業者、道路の管理者ならびに建築物の建築主等による一体的なバリアフリー化整備を推進し、より効率的、効果的なバリアフリー化を自指します。

(5) 緊急性

歩道の未設置区間の存在等により、安全かつ円滑な移動が確保されていないため、早急なバリアフリー化整備が求められています。

1. 2 重点整備地区の位置及び区域

(1) 重点整備地区の位置

南吹田地区は、吹田市の南部に位置しています。

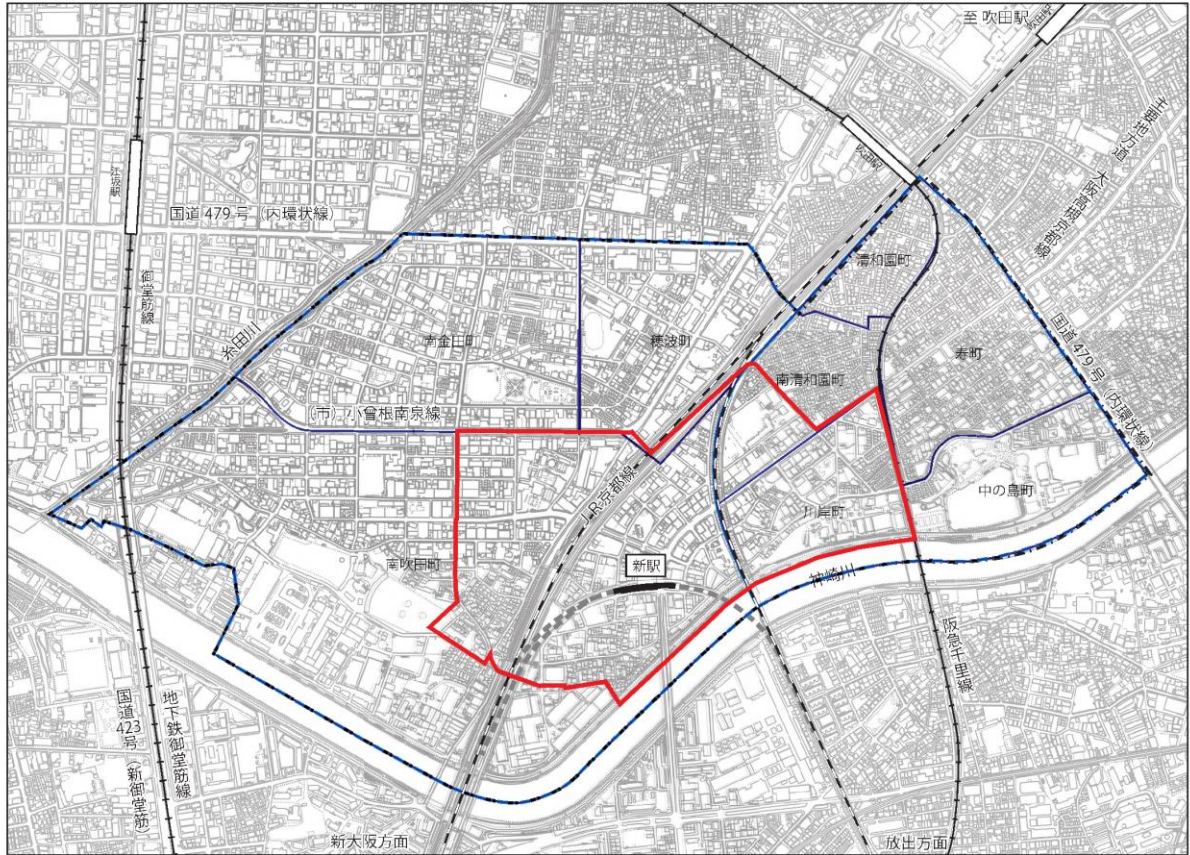


図Ⅱ-1 南吹田地区の重点整備地区位置図

(2) 重点整備地区の区域

南吹田地区の重点整備地区は、以下の町丁目から構成される区域（約0.61km²）とします。

南吹田一丁目、南吹田二丁目、南吹田三丁目、南吹田四丁目、南吹田五丁目、川岸町、南清和園町



図Ⅱ-2 重点整備地区区域図

第2章 策定の背景と位置づけ

2.1 南吹田地区の概要

(1) おおさか東線新駅周辺

もともと湿田地帯であったが、昭和に入り徐々に工場等の進出及び市街化が進んできました。昭和51年(1976年)には南吹田第1土地区画整理事業が完了し、都市基盤の整備が進められ、その後、市街化が進み今日に至っています。

地区の外延には吹田市役所、吹田市文化会館(メシアター)、地区南側の神崎川沿いには大規模工場が立地し、大規模工場周辺には町工場が点在し、住宅と工場が混在した街となっています。

また、平成18年には新大阪駅(大阪市淀川区)と放出駅(大阪市城東区)を結ぶおおさか東線の建設が始まり、平成31年春の開業を目指して工事が進められています。

これらの地区では幅員の狭い道路や袋小路も見られ、高齢者、障がい者等に対する配慮が十分でない部分が多くあります。

(2) まちづくりの経緯

昭和51年(1976年)に南吹田第1土地区画整理事業が完了して以降、おおさか東線建設事業の遅れも含め、交通問題、少子高齢化、まちの安心安全面での課題など、地域を取り巻く状況は大きく変化しております。こうした状況に的確に対応し、将来を見据えた総合的、計画的なまちづくりを進めていくため、平成21年に「南吹田地域のまちづくり基本計画」が策定されました。

【参考文献】

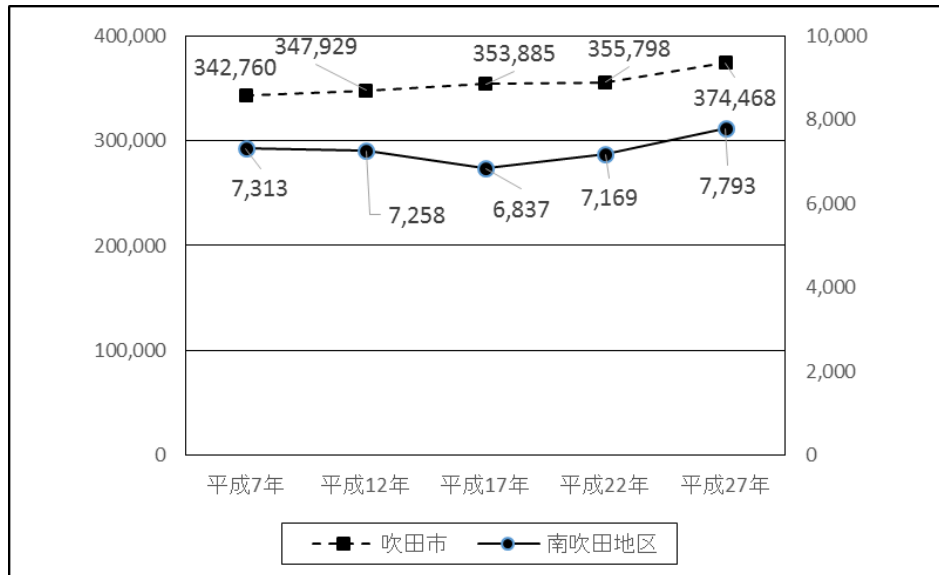
- 1) 吹田市：南吹田地域のまちづくり基本計画，2009。

2.2 地区の現況

(1) 人口

・人口の推移

地区内人口は平成27年（2015年）現在7,793人であり、平成7年（1995年）から平成27年（2015年）にかけて、吹田市全体では増加しており、南吹田地区でも6.5%増加しています。

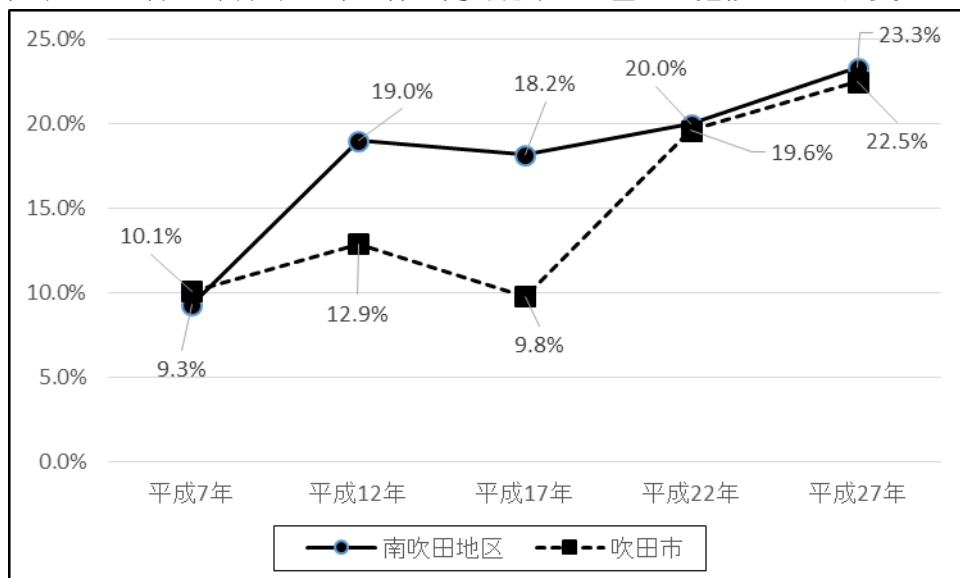


資料：国勢調査（平成7年（1995年）～平成27年（2015年））

図Ⅱ-3 南吹田地区の人口の推移

・高齢化率の推移

地区内の高齢化率の推移を見ると、平成12年（2000年）以降、急激に高齢化率が増加し、平成27年（2015年）現在の高齢化率は約23.3%であり、吹田市全体では22.5%となっています。平成12年（2000年）以降、吹田市全体の高齢化率を上回って推移しています。



図Ⅱ-4 南吹田地区の高齢化率の増減

資料：国勢調査（平成7年（1995年）～平成27年（2015年））

(2) ようとちいき
用途地域

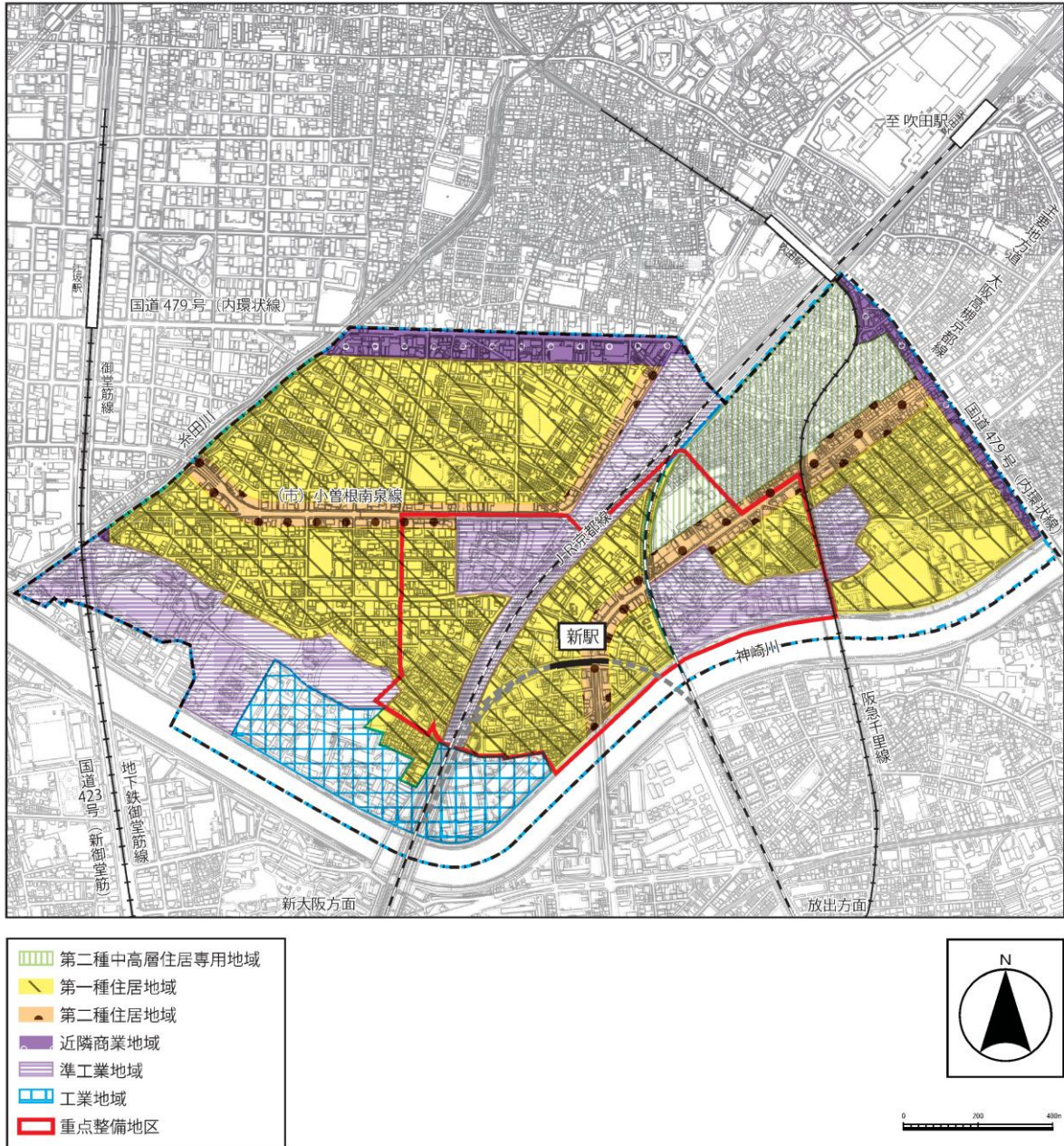


図 II-5 南吹田地区用途地域図

2.3 交通施設の現況

(1) おおさか東線新駅

1) ホーム

- 相対式2面2線（新大阪方面、放出・久宝寺方面）

2) 改札口

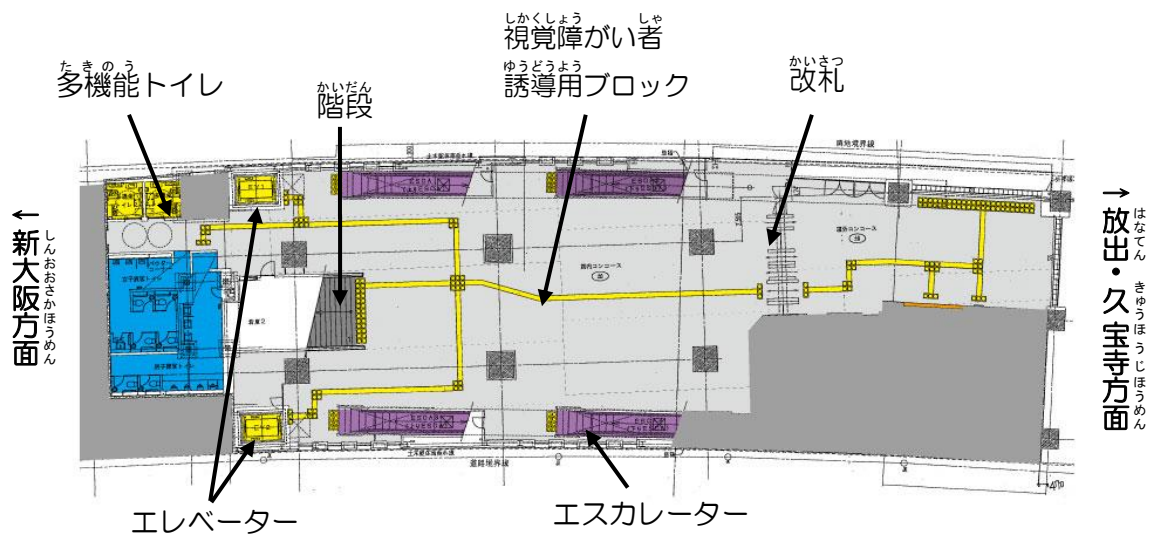
- 1階高さに位置します。（自動改札機は4台、車いす対応1通路。）

3) 改札からホームへの連絡

- エレベーター及びエスカレーターが設置される予定です。

4) トイレ

- 改札内に設置しています。多機能トイレの設置が予定されています。



図Ⅱ-6 新駅構内図

(2) バス

南吹田地区では、路線バスが運行しています。

路線バスが新駅駅前広場に乗り入れる予定があります。

新駅駅前広場は路線バスの乗り入れ対応が可能な構造となっています。

2. 4 地区内の課題

南吹田地区のバリアフリーに関するワークショップで抽出された主な問題点は次のとおりです。

表Ⅱ-1 (1) 地区内の問題点

	問題点
重点整備地区に関する事	吹田南小学校まで重点整備地区のエリアを広げることが望ましい
	緑化重点地区との整合を図っていくことが望ましい
道路に関する事	十三高槻線、阪急千里線が交差するアンダーパスのところでスケボーをしている また、自転車のスピードが出て危険である
	十三高槻線と駅前広場の視覚障がい者誘導用ブロックをつなげてほしい
	十三高槻線グリーンベルトの草刈り（のびて見えない）等維持管理を考えて欲しい
	十三高槻線もバリアフリー化できていないところがあるので、その問題点を今後の整備に生かすべき
	十三高槻線の電気トランスボックスが並んでいて歩道が狭くなっている
	神崎川を渡る橋にガードレールがない、注意喚起がない、車いす相互通行が出来ない
	南吹田駅前線が整備されると大型車両の通行が増加すると思うので規制が必要である（重点地域に車が増える）
	大阪南吹田郵便局入口に傾斜がある
	バス停にも視覚障がい者誘導用ブロックが必要
	南吹田駅前線で既に完成している区間の歩道に視覚障がい者誘導用ブロックがない
	公共施設へアクセス道路の歩道確保（広さ、視覚障がい者誘導用ブロック）が必要である
	フラワーロード（穂波芳野線）の交差点に止まれの視覚障がい者誘導用ブロックがない
	大吹橋に近いJR線ガード下の道が狭く勾配がきつい
マウントアップの歩道は、歩道が波打っている	
公園のまわりの側溝はU字側溝がおおい（L型側溝にしてほしい）	

表Ⅱ-1 (2) 地区内の問題点

<p>新駅 に関する事</p>	<p>新駅の施設を使いやすくする</p>
	<p>券売機をボタン式にしてほしい（点字対応）</p>
	<p>駅にホーム柵を設置しないと危険</p>
	<p>多目的トイレの複数設置</p>
	<p>駅構内の音声案内の充実（電車の上り下りでアナウンスを区別してほしい。上りは女性下りは男性など）</p>
	<p>幅広の改札が少ない</p>
	<p>券売機に切り込みがないと切符が買いづらい</p>
<p>信号に に関する事</p>	<p>施設の中でエレベーターの場所が見つかりづらい</p>
	<p>新駅西側の交差点に信号がほしい</p>
	<p>横断歩道の横断が可能な時間がわからない</p>
	<p>内環状線と十三高槻線の交差点に音響信号がほしい</p>
	<p>横断歩道の信号の音声信号設置</p>
	<p>歩行者用信号機に待ち時間や通行可能残り時間のカウントダウン表示が必要</p>
<p>駅前広場に に関する事</p>	<p>新公民館（南吹田公民館）に入る歩道に信号を設置して欲しい</p>
	<p>駅前広場に自転車は入ってほしくない</p>
	<p>駅前広場に音声案内対応の案内板を設置して欲しい</p>
	<p>バス、バス停の整備（バスベイ）</p>
	<p>駅前広場は無電柱が望ましい</p>
<p>駅前広場に案内板（どの方向に何があるか点字でわかる広域地図）の設置</p>	

表Ⅱ-1 (3) 地区内の問題点

公園に 関する事	上新田公園の入口が急坂で昇り降りが大変
	下新田公園のバリアフリー化に対応した整備
	五反島公園へ車いすが入れない
その他の 意見	南金田町のあたりは道がでこぼこしている
	使われていない歩道橋の撤去
	吹六地区公民館の自転車駐車場が小さい
	南吹田体育館内部のバリアフリー化
	道幅の広い道路は広くて良いが、住宅街に入れば歩道がない



図Ⅱ-7 ワークショップ開催風景

2.5 施設配置状況

南吹田地区の施設配置状況は図Ⅱ-8のとおりです。

だい しょう みなみすいた ち く きほんほうしん 第3章 南吹田地区の基本方針



3. 1 きほんほうしん 基本方針

みなみすいた ち く とくちょう
南吹田地区の特徴や、ワークショップで抽出された主な問題点をふまえ、みなみすいた ち く きほん
ほうしん
方針を以下のとおりとします。

● しんえき から しせつ への バリアフリー ネットワーク の 構築 を はかり ます ●新駅から施設へのバリアフリーネットワークの構築をはかります

おおさか ひがしせん しんえき せいかつ かんれん しせつ ゆうびんきょく ち く こうみんかん えき
おおさか東線新駅と生活に関連する施設、郵便局や地区公民館など、駅からこれらの施設へ
の連続したバリアフリーネットワークの構築をはかり、ひとひと
寄与するバリアフリー化をめざします。

● かんれん じぎょう との 連携 による 一体的 な 整備 を めざ します ●関連事業との連携による一体的な整備をめざします

おおさか ひがしせん しんえき せっち とちな えきまえひろば せいび としけいかくどうろ せいび あわ
おおさか東線新駅設置に伴う駅前広場整備、都市計画道路の整備に併せてバリアフリー化
じぎょう かんれん じぎょう との 連携 しながら、こうりつてき こうかてき じゅうてんてき せいび すす
事業と連携しながら、効率的・効果的かつ重点的なバリアフリーの整備を進めていきます。

だい しょう せいかつかんれんしせつ せいかつかんれんけいろ
 第4章 生活関連施設、生活関連経路

4. 1 生活関連施設

すいたし せいかつかんれんしせつ かんが かつ かなみすいたちく せいかつかんれんしせつ いが
 吹田市の生活関連施設の考え方から、南吹田地区の生活関連施設は以下のとおりとします。

ひょう Ⅱ-2 生活関連施設

施設名	種類	選定理由
新駅	特定旅客施設	多くの市民の利用が想定される
大阪南吹田郵便局	公共施設	公共施設・福祉施設が集積しています
吹田南地区公民館	公共・福祉施設	
吹六地区公民館 (高齢者いこいの間)		

(図Ⅱ-9参照)

4. 2 生活関連経路、準生活関連経路

生活関連施設間を結ぶ高齢者や障がい者等がよく利用する主要な経路を、生活関連経路、準生活関連経路とし、重点的かつ速やかにバリアフリー化を進めます。

南吹田地区の生活関連経路、準生活関連経路は以下のとおりとします。

表 II-3 (1) 生活関連経路

種別	設置 管理者	路線名	道路 延長 (km)
生活 関連 経路	すいたし 吹田市	南吹田17号線・南吹田89号線〔都市計画道路 南吹田駅前線〕（新駅北側交差点～セブンイレブン 南吹田3丁目店の北西側交差点）	0.5
		金田大吹橋線〔都市計画道路南吹田駅前線〕（モー ビル石油江坂SSの南西側交差点～セブンイレブン 南吹田3丁目店の北西側交差点）	0.2
		穂波芳野線（スシロー南吹田店の西側交差点～モー ビル石油江坂SSの南西側交差点）	0.4
		合計	1.1

(図 II-9参照)

表 II-3 (2) 準生活関連経路

種別	設置 管理者	路線名	道路 延長 (km)
準 生活 関連 経路	おおさから 大阪府	川岸南吹田線〔都市計画道路十三高槻線〕（新駅～ すいただいろくしょうがっこうまえこうさてん 吹田第六小学校前交差点）	0.6
	すいたし 吹田市	南吹田23号線（スシロー西吹田店の西側交差点～ すいたしすいどうきょくなんとうがわこうさてん 吹田市水道局の南東側交差点）	0.3
		南清和園川岸1号線（吹六地区公民館前～吹田第六 しょうがっこうまえこうさてん 小学校前交差点）	0.05
		金田大吹橋線（セブンイレブン南吹田3丁目店の ほくせいがわこうさてんすいたみなちくこうみんかんけんせつちゅうきたがわ 北西側交差点～吹田南地区公民館（建設中）北側の こうさてん 交差点）	0.2
		合計	1.15

(図 II-9参照)

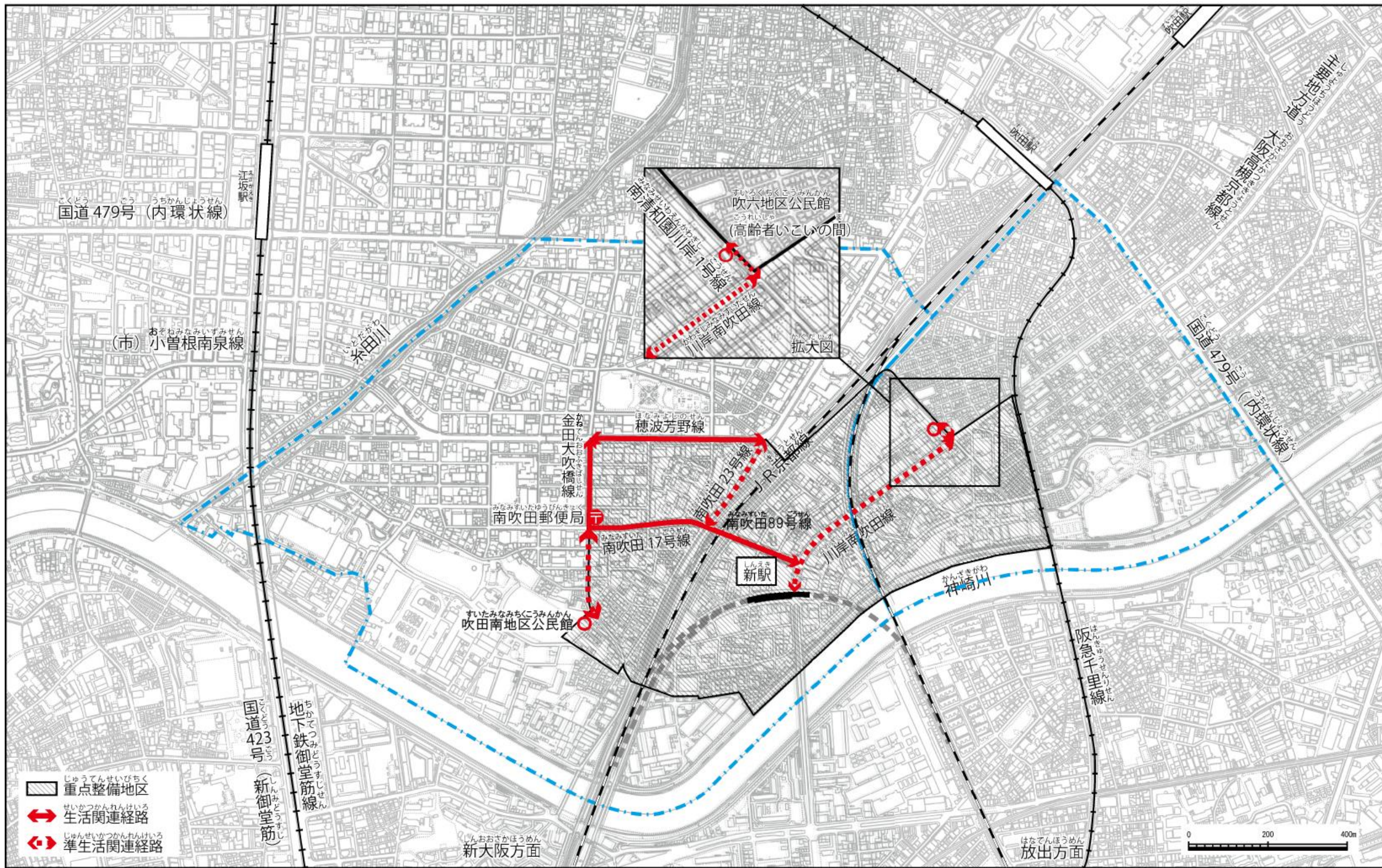


図 II-9 南吹田地区生活関連施設及び生活関連経路図

第5章 バリアフリー化事業の内容とスケジュール

本基本構想は、バリアフリー法に基づき、国・地方公共団体・公共交通事業者・施設設置管理者・公安委員会・市民が、それぞれの役割と責務を果たすことによって、南吹田地区のバリアフリー化を実現していくことを前提として作成しています。

このような前提条件が整わないときには、バリアフリー整備目標や事業の実現時期が遅れることがあります。事業が円滑に進められるよう行政はもとより、それぞれの関係機関が一致協力して、必要な資金の確保や地域との合意形成にむけた理解と調整等の努力を行います。

5.1 公共交通特定事業

(1) 駅舎（おおさか東線新駅）※1

平成31年春開業予定の新駅においては、現在、駅舎は開業に向けた工事が進められており、本基本構想策定時には、新駅が完成しておらず、エレベーター、エスカレーター、視覚障がい者誘導用ブロック、幅広（車いす対応）自動改札機、多機能トイレ※2の設置が予定されています。

また、開業後に安心して誰もが利用しやすい駅を推進して行くため、設置者である大阪外環状鉄道株式会社にヒアリング調査を実施、ワークショップで出された意見を反映して頂くように要望をいたしました。

新駅開業後も引き続き、市民の皆様や新駅の利用者からの御意見に耳を傾け、誰もが利用しやすい駅を目指します。



図Ⅱ-10 新駅コンコース整備イメージ

※1) おおさか東線新駅
本基本構想策定時には駅は未開業であるため、特定旅客施設に該当しません。
駅開業時に特定旅客施設として位置づけを行います。

※2) 多機能トイレ
オストメイト（人工肛門や人工膀胱保持者）が利用しやすいように、車いす用トイレに洗浄可能な流し台等を設置したトイレ

(2) バス・バス停^{てい}

こ 項 目	ない 内 容	じ 時 期	
		2018	2020
バス ^{しゃりょう} 車両	てい ^し しょう 低床バスの導入 ^{どうにゅう}		
バス ^{てい} 停	バリアフリー化に配慮したバス停の改良 ^{てい かいりょう}		

○整備^{せいび}内容^{ないよう}

a. 車両^{しゃりょう}

- 新規^{しんき}導入^{どうにゅう}及び代替^{だいたい}車両^{しゃりょう}は、低床^{ていしょう}バスとします。なお、車^{くるま}いす使用者^{しようしや}等^なが円滑^{えんかつ}に乗降^{じようこう}できるノ
ンステップバスを積極^{せっきよく}的に導入^{どうにゅう}します。
- 文字^{もじ}案内^{あんない}装置^{そうち}等を設置^{せっち}したバリアフリー化^か車両^{しゃりょう}を基本^{きほん}とします。

b. バス停^{てい}

- バス停^{てい}の利用^{りよう}状^{じよう}況^{きよう}等^なをふまえ、バス停^{てい}に上屋^{うわや}、ベンチ^{べんち}等^なの設置^{せっち}に努^{つと}めます。
- 路線^{るせん}図^ずや時刻^{じこく}表^{ひょう}等^なの案内^{あんない}表示^{ひょうじ}を、わかりやすくします。

5.2 道路特定事業

(1) 生活関連経路 (図Ⅱ-9参照)

項目	内容	時期	
		2018	2020
既設道路の改良	歩道の有効幅員の確保		
	段差・勾配の解消		
	バリアフリー化に配慮した路面舗装		
	車道・横断歩道等との段差・勾配の解消		
個別施設の整備改良等	照明施設の整備		
誘導案内の整備	視覚障がい者誘導用ブロックの整備・改良		
障害物等の撤去・規制	啓発活動強化・取締り強化等の歩道上の迷惑自転車駐車対策		
	交差点・横断歩道上の違法駐車対策		

○具体的な整備内容：現況の問題点をふまえ、各道路の主な整備内容を示します。

1) 南吹田17号線 (都市計画道路南吹田駅前線)

- 歩道の有効幅員確保に努めます。
- 車いす利用の利便性を高めるため、段差・勾配の解消、バリアフリー化に配慮した路面舗装の整備を行います。
- 視覚障がいのある方に安心して移動をして頂けるように視覚障がい者誘導用ブロックの整備を行います。
- 照明施設の整備に努めます。



図Ⅱ-11 南吹田17号線の現況

2) 金田大吹橋線（都市計画道路南吹田駅前線）

- 本道路は南吹田17号線と合わせ都市計画道路南吹田駅前線に指定されており、南吹田17号線と同様な整備を図っていきます。
- 歩道の有効幅員確保に努めます。
- 車いす利用の利便性を高めるため、段差・勾配の解消、バリアフリー化に配慮した路面舗装の整備を行います。
- 視覚障がいのある方に安心して移動をして頂けるように視覚障がい者誘導用ブロックの整備を行います。
- 照明施設の整備に努めます。



図Ⅱ-12 金田大吹橋線の現況

3) 穂波芳野線（都市計画道路小曾根南泉線）

- 歩道の有効幅員確保に努めます。
- 車いす利用の利便性を高めるため、段差・勾配の解消、バリアフリー化に配慮した路面舗装の整備を行います。
- 視覚障がいのある方に安心して移動をして頂けるように視覚障がい者誘導用ブロックの整備を行います。
- 照明施設の整備に努めます。



図Ⅱ-13 穂波芳野線の現況

(2) 準生活関連経路 (函Ⅱ-9参照)

項目	内容	時期	
		2018	2020以降
既設道路の改良	歩道の有効幅員の確保		
	段差・勾配の解消		
	バリアフリー化に配慮した路面舗装		
	車道・横断歩道等との段差・勾配の解消		
個別施設の整備改良 等	照明施設の整備		
誘導案内の整備	視覚障がい者誘導用ブロックの整備・改良		
障害物等の撤去・ 規制	啓発活動強化・取締り強化等の歩道上の迷惑 自転車駐車対策		
	交差点・横断歩道上の違法駐車対策		

○具体的な整備内容：現況の問題点をふまえ、各道路の主な整備内容を示します。

1) 川岸南吹田線 (都市計画道路十三高槻線)

- 新駅から吹田第六小学校西交差点までは視覚障がい者誘導用ブロックが整備されていますが、吹田第六小学校西交差点から吹田第六小学校前交差点の間は未整備となっており、引き続き視覚障がい者誘導用ブロックの整備に努力していきます。



函Ⅱ-14 川岸南吹田線の現況

2) 南吹田23号線

- 当路線の起点は穂波芳野線と接続し現在整備中の都市計画道路南吹田駅前線と接続予定であり、新駅を含む南吹田地区から市役所・阪急吹田駅等への移動ルートになると考えられるため、現在は歩道が整備されていませんが、歩行空間の確保とバリアフリー化に配慮した舗装に努めます。



図Ⅱ-15 南吹田23号線の現況

3) 南清和園川岸1号線

- 当路線は吹田第六小学校の通学路となっており、また高齢者いこいの間、吹六地区公民館が立地していますが、歩道には大きな段差があり必ずしも良好な通行環境ではありません。今後は、段差の解消、バリアフリー化に配慮した路面舗装、視覚障がい者誘導用ブロックの整備、歩道の有効幅員の確保に努めます。



図Ⅱ-16 南清和園川岸1号線の現況

4) 金田大吹橋線

- 当路線は、歩道が整備されていますが、大きな段差等があり必ずしも良好な通行環境ではありません。今後は、段差の解消、バリアフリー化に配慮した路面舗装、交差点の視覚障がい者誘導用ブロックの整備に努めます。



図Ⅱ-17 金田大吹橋線の現況

5. 3 建築物特定事業

(1) 生活関連施設

現在、重点整備地区内には建築物特定事業対象施設はありません。

今後、公共施設や商業施設などが新たに建築される際には、以下の内容に従った整備に努めていきます。

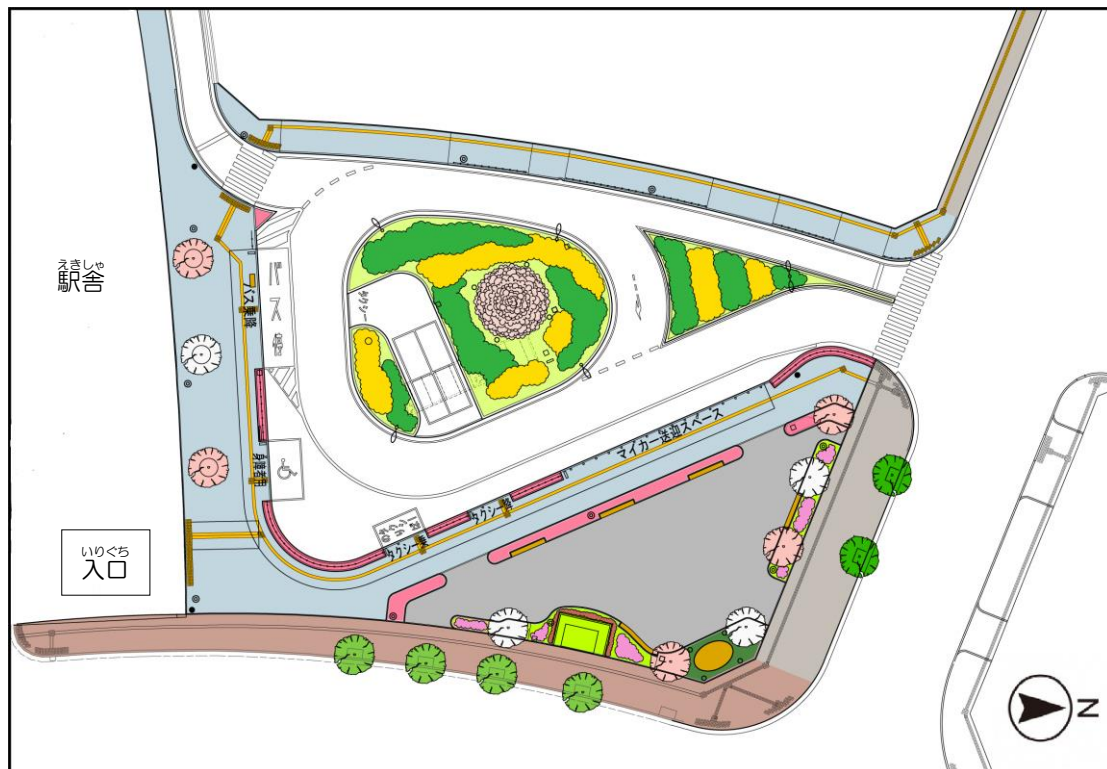
項目	内容
出入口	必要な幅の確保や、自動扉または車いす使用者が容易に開閉できる扉への整備・改良
廊下等	必要な幅の確保や滑りにくい床面への整備・改良
階段	手すり等の整備・改良
スロープ	必要な幅の確保や勾配の改善、手すり等の整備・改良
エレベーター その他の昇降機	エレベーターの整備・改良
トイレ	車いす用トイレ及びオストメイト仕様トイレを含む多機能トイレの整備・改良、段差・手すり等の整備・改良、床置き式または壁掛式の小便器（受け口の低いもの）の設置
敷地内の通路	歩行者動線に配慮した通路のバリアフリー化
駐車場	車いす使用者用駐車スペースの整備・改良
誘導情報案内施設	視覚障がい者誘導用ブロックの整備・改良
	案内表示の充実

(2) 生活関連経路（新駅駅前広場）

おおさか東線新駅の建設に伴い、新駅北側に駅前広場の整備が進められています。

駅前広場の整備にあたっては、建築物移動等円滑化基準及び道路移動等円滑化基準に適合するように、以下の整備を実施します。

項目	内容
バス停	上屋やベンチ等の整備
タクシー乗り場	車いす利用者に配慮したフラット整備
誘導情報案内施設	視覚障がい者誘導用ブロックの整備
	案内表示の充実（音声案内板の設置）



図Ⅱ-18 駅前広場の整備イメージ

※整備イメージは、現段階でのイメージであり、今後変更となる可能性があります。

※この駅前広場の整備により、おおさか東線新駅から公道を経由して、各生活関連施設までの移動等円滑化された経路が確保されます。

5. 4 交通安全特定事業

項目	内容	時期	
		2018	2020
信号機	信号機の整備・改良		
横断歩道	横断歩道の設置		

○整備内容

a. 信号機

- 安全に横断できる歩行者用青信号の時間の調整に努めます。
- 新駅開業後に歩行者や自動車の利用状況等をふまえ、地域住民との協議を行い、音響信号機や、高齢者等感应式信号機等の設置の必要性について検討します。
- 生活関連経路上の信号機については、歩行者の安全な横断に配慮した歩行者用信号灯器の設置を検討します。

b. 横断歩道

- 生活関連経路上で、横断歩道の設置を必要とする箇所の検討を行い、整備に努めます。

Ⅲ ^{ココロ}心のバリアフリー

1. 1 心のバリアフリー

(1) 心のバリアフリーをめざして

吹田市では、「人を思いやり、助け合う」このことが、バリアフリーを進める第一歩であると考え、「だれもがやさしくなれる」吹田のまちづくりを自指しています。

ハード整備だけですべての人が安全・安心・快適に移動できるようになるとは言えません。一人ひとりにおいても、「みんながやっているから」、「自分一人くらい大丈夫だろう」といった気持ちを振り返り、自転車の放置や道路の不法占用（看板・商品のはみ出し等）等が及ぼす影響について考え、バリアフリーへの理解、マナーの向上に努めることが大事です。また、指導を行う行政、ハード整備を実施する施設設置管理者、道路利用者、沿道住民が互いに協力して、心のバリアフリーを進めていくことも重要です。



歩道上の迷惑自転車駐車は、視覚障がい者にとってとても危険です。



駐車車両が歩道に乗り上げていると、車いす利用者や視覚障がい者だけでなく、健常者ですら、歩道を使うことができません。



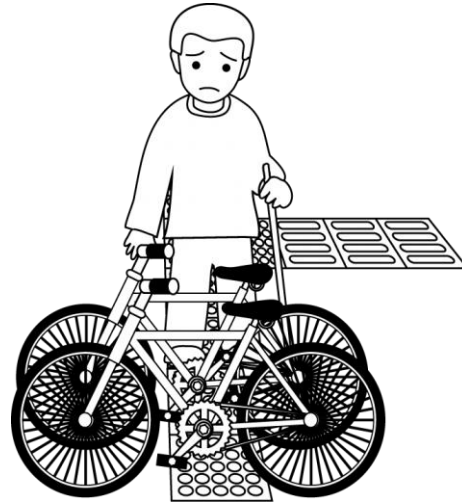
せっきくの視覚障がい者誘導用ブロックも、迷惑自転車駐車のため使うことができません。

(2) 心のバリアフリーの取組

ハード整備を行っても、その施設が使える状態でなければ、バリアフリー化がなされているとは言えません。また、ハード整備をどれだけ行っても、解消できないバリアもあります。

例えば歩道上の迷惑自転車駐車や商品、着板などは、道路を通行する人にとって迷惑となるだけでなく、目の不自由な方が通行した場合には事故を起こす可能性もあります。また、身体障がい者用駐車スペースに障がいを持たない方が車を駐車すると、本当にそのスペースを必要とする方が使用できなくなります。

○歩道上に自転車や着板などの障害物が置かれていると・・・



これらを解消するためには、一人ひとりの「心のバリアフリー」が重要ですが。そして「心のバリアフリー」を広げていくためには、「他人事」ではなく「自分の問題」としてとらえ、考え、行動していく必要があります。

<心のバリアフリーの取組例>

【積極的な取組】

- 高齢者、障がい者等の方にとって、バリアとなるものについて理解を深める
- 車いすの方が階段や段差を上げずに困っていたら、声をかけ、お手伝いする。
- 視覚障がい者の方が交差点を渡ろうとしていたり、電車に乗ろうとしていたら、声をかけ、お手伝いする。

等

【マナーの向上】

- 迷惑自転車駐車をしない。
- 違法駐車をしない。
- お店の商品を歩道上に置かない。

等

1. 2 ソフト施策

吹田市では、ハード整備のみでは早急な解決が困難である場合の取組として、また、ハード整備完了後もより多くの方が安全・安心・快適に移動できるための取組として、ハード整備とともに、以下のソフト施策も重点的に進めていきます。

■ 広報・啓発の推進

- 車道や歩道、身体障がい者用の駐車スペース、公園等における迷惑自転車駐車や違法駐車、不法占用物（看板・商品のはみ出し等）対策として、自転車等利用者へのマナー・モラル向上のための啓発看板の設置、店舗への声掛け、ポスターの配布、また自転車マナーアップ強化月間を設けるなど公安委員会等関係機関・市民と協力しながら自粛の呼びかけ、指導、取締りを進めます。
- 総合教育や交通安全教育等の中でバリアフリーの啓発（交通用具利用者へのマナーの向上、子どもの頃からバリアフリーへの理解の向上等）を行う取組を導入します。
- 出前講座を実施し、心のバリアフリーの啓発を進めます。
- NPO、ボランティア団体、事業者等と連携しながら、バリアフリーの意識啓発、マナー向上を図るための、広報、イベント等を実施します。

■ 情報提供

- バリアフリーに関する情報ネットワークシステムの構築を検討します。
- ホームページをさらに充実させるなど、市内のバリアフリー情報の提供を進めます。
また、工事中であっても歩行者が安全に歩ける空間を確保するとともに工事情報の提供等に努めます。
- わかりやすい案内表示の方法について検討します。

すいたし きほんこうそう みなみすいたちく
吹田市バリアフリー基本構想（南吹田地区）

へいせい ねん ねん がつ
平成30年（2018年）3月

すいたし とほくぶ そうむこうつうしつ
吹田市 土木部 総務交通室

〒565-0855 おおさかふすいたしきたけだい ちょうめ ほん ごと
大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号

TEL：(06) 6155—3531 FAX：(06) 6872—1652

ホームページ：http://www.city.suita.osaka.jp/

E-mail：s-koutu@city.suita.osaka.jp

※この冊子は100部作成し、1部あたりの単価は1,000円です。